

職員の懲戒処分について

下記のとおり、職員の懲戒処分を行いましたので、「上富田町職員の懲戒処分等に関する規程」第 8 条に基づき公表します。

記

1. 地方公務員法の規定に基づく懲戒処分

(1) 処分の対象となった事案の概要

令和 5 年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る事務について、支出手続きを怠るなどの不適正な事務処理が判明した。このことにより、すでに収入済みの国庫補助金 2,860,000 円を返還することになった。返還金の財源については町の一般財源を充てる。

(2) 被処分職員の所属名 住民課

(3) 被処分職員の職名 班長

(4) 被処分職員の年齢 47 歳

(5) 処分内容 減給 1/10 1 カ月

(6) 処分年月日 令和 7 年 8 月 6 日

2. 管理監督責任に係る懲戒処分

事案の概要 上記の職員の所属長であり、管理監督者としての職務を怠った。

① 住民課 課長 (52 歳) 戒告

② 税務課 課長 (54 歳) 戒告 (事案当時 住民課 課長)

3. 今後の対応について

今回の事案は、担当者のみの問題ではなく、組織的なチェック体制が不十分であったことに起因するものであり、改めて、組織における事務処理の適正化を徹底し、再発防止に向けた取り組みを実行する。

4. その他

本懲戒処分事案に関連して、同日付で住民課副課長及び総務課課長を厳重注意とした。

◆町長コメント

この度、このような事態を招き、町民の皆様には深くお詫び申し上げます。

今回の事案は、これまで再三にわたり適正な事務処理の徹底について指導し、組織をあげて取り組んでいる最中で発生しており、誠に遺憾であります。

私自身の責任についても重く受け止めており、来る第 3 回定例会には管理監督者責任として町長、副町長の減給について提案したいと考えています。

今後このようなことが再び起きることがないように職員への指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ先】 上富田町役場 総務課
電話 0739-47-0550 (内線 210)